

○名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の任用に関する規則

(令和2年5月28日規則第3号)

改正 令和6年4月1日規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に基づき任用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に基づき任用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」といい、以下パートタイム会計年度任用職員と併せて「会計年度任用職員」という。）の任用及び給料又は報酬の格付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の規則の準用規定)

**第2条** この規則の施行に関しては、名寄市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和2年名寄市規則第27号）を準用する。この場合において「財政課長」とあるのは「総務課長」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「名寄市職員又は」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合職員又は」と読み替えるものとし、別表は次のとおり読み替えるものとする。

フルタイム会計年度任用職員職種別基準表及び期末手当・勤勉手当支給基準表

項番	職種	格付け	上限	期末・勤勉手当	摘要
1	事務補助員	1級3号給	1級33号給		
2	夜間休日管理員	1級5号給	1級35号給		
3	代替管理人	1級5号給	1級35号給	支給なし	1ヶ月未満の任用の場合、日給
4	施設維持管理員 (旧嘱託)	1級29号給	1級59号給		
5	施設維持管理員	2級25号給	2級55号給		

**附 則** (令和2年5月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則** (令和6年4月1日規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

